

(様式第1号)

会議録     会議要旨

会議の名称	令和4年度 第6回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
日時	令和4年9月21日(水) 9:30 ~ 11:30
場所	芦屋市役所 東館3階 小会議室4・5
出席者	会長 島田 茂 委員 岩本 洋子 委員 伊藤 明子 委員 大月 一弘 委員 亀若 浩幸  事務局 篠原課長、山西係長
事務局	文書法制課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開  ----- <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題アからエの審査請求の案件については、個人情報等が含まれているため、非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 一部公開の決定
- (3) 議題

ア 令和4年2月21日付け芦市議総第806号公文書存否応答拒否決定処分に係る審査請求(令和4年3月7日付け)について

- イ 令和4年3月22日付け芦市議総第868号公文書存否応答拒否決定処分に係る審査請求（令和4年3月28日付け）について
- ウ 令和4年1月11日付け芦都整第253号公文書非公開決定処分に係る審査請求（令和4年4月8日付け）について
- エ 令和4年4月27日付け芦福高第184号個人情報不開示決定処分に係る審査請求（令和4年5月27日付け）について
- オ 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例等の整備について
- カ その他

## 2 提出資料

なし

## 3 審議内容

開会

### (1) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例等の整備について

島田会長	議題5について答申案の審議を行いますので、事務局は答申案の朗読をお願いします。
事務局	(答申案 朗読)
島田会長	それでは、審議を行います。制度見直し検討項目8の情報公開条例の規定との整合性について、再度、改正個人情報保護法、本市情報公開条例及び本市個人情報保護条例が定めるそれぞれの不開示情報を比較したいと思いますので、事務局から再度説明をお願いします。
事務局	改正個人情報保護法第78条第2項に基づき、情報公開条例との整合性を確保する必要があるものは条例で定めることができます。まず、法が定める不開示情報に該当するものであっても、情報公開条例の規定により開示することとされている情報として、施行条例で定めるものは不開示情報から除外することができます。次に、不開示情報とされていない情報であっても、行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情

報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち、当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして施行条例で定めるものは不開示情報とすることができます。

資料4の30ページから34ページの「改正個人情報保護法と情報公開条例での不開示情報の比較」をご覧ください。改正個人情報保護法第78条第2号ハの「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」や同条第7号ホの「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」など、改正個人情報保護法の規定と本市情報公開条例の規定に相違があるものがありますが、これは改正法において例示的に列挙しているものであり、情報公開条例での不開示情報の範囲に関する取扱いと実質的には変わりません。

その他の相違点として、改正個人情報保護法には国の機関や都道府県を対象とした規定もありますが、こちらについても調整のための規定は不要と考えられます。

最後に、情報公開条例及び個人情報保護条例には、「法令又は他の条例の規定により、公にすることができないとされている情報」である法令秘情報を不開示情報として規定していますが、改正個人情報保護法には規定がありません。このことについては、個人情報保護委員会の見解では、「法第78条各号の不開示情報は、保護すべき権利利益に着目して分類したものであり、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律しているものである。そのため、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、通常これらの類型に該当するものと考えられるが、当該情報が法第78条各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要がある。また、外形的に法令秘等情報に該当することのみをもって条例により不開示情報として定めることは許容されない。」とされています。よって、法令秘情報についても、実質的には、現行条例の不開示の範囲と同等のものになると考えられ、施行条例での規定は要さないと考えることができます。

島田会長 施行条例の策定に当たって情報公開条例との間で調整を行わなければ運用できない事項はないですね。その他、何かご意見はありませんか。

委員 オンライン結合による個人情報の提供の制限等について、これまで審査会が担って

	きた役割を引き続き果たせるような組織内部の体制が必要ですよね。
委員	特に個人情報を提供するという点においては、安全性だけでなく、公益性や効果等についても広い視野を持って妥当性を判断できなければならないですよ。
島田会長	地方公共団体の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができますし、審査会の意見を参考意見として積極的に活用できるように内部で調整しておくことが望ましいです。内規等で実施機関が審査会に意見を聴くケースを明示しておくことも考えられます。
委員	(答申案の文言修正)
島田会長	それでは、以上で審議を終了します。ご意見を踏まえて答申案を修正し、本日付けで答申しましょう。

- (2) 令和4年2月21日付け芦市議総第806号公文書存否応答拒否決定処分に係る審査請求(令和4年3月7日付け)について
- ア 事務局より説明を行った。
  - イ 存否応答拒否決定処分の妥当性について審議した。
  - ウ 継続審議とする。
- (3) 令和4年3月22日付け芦市議総第868号公文書存否応答拒否決定処分に係る審査請求(令和4年3月28日付け)について
- ア 事務局より説明を行った。
  - イ 存否応答拒否決定処分の妥当性について審議した。
  - ウ 継続審議とする。
- (4) 令和4年1月11日付け芦都整第253号公文書非公開決定処分に係る審査請求(令和4年4月8日付け)について
- ア 次回審議とした。
- (5) 令和4年4月27日付け芦福高第184号個人情報不開示決定処分に係る審査請求(令和4年5月27日付け)について
- ア 次回審議とした。

(6) その他  
閉会